

各 位

融資のご案内

都は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業向けの資金繰り支援を行っています。

3年間無利子となる感染症対応の融資メニューや、迅速に資金調達が可能なつなぎ融資など、資金繰りにご利用いただける融資制度をお知らせします。

1 お使いいただける制度

- 感染症対応融資（無利子融資）
 - ① 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資
 - ② 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換
 - ③ 危機対応融資
 - ④ 感染症対応融資（全国制度）

- 迅速に資金調達したい事業者向けの「つなぎ資金」
 - ⑤ 小規模事業融資（クイックつなぎ（小口））
 - ⑥ 一般事業融資（クイックつなぎ（事業一般））

2 既往融資の取扱い

東京都の中小企業向け制度融資などを利用されている事業者の方は、感染症対応融資（上記①～④）に借換えが可能です。

3 申込み・相談窓口

- 融資申込受付場所：東京都中小企業制度融資取扱指定機関

- 相談窓口：東京都中小企業制度融資 特別相談窓口
産業労働局金融部金融課
都庁第一本庁舎 19階北側
電話 03-5320-4877（平日9時～17時）

感染症の影響を受けている事業者向けの都の制度融資メニュー

○感染症対応融資: 利用対象は、感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合

融資メニュー〔保証制度〕	概 要	
<p>新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 【略称: 感染症対応】 〔セーフティネット保証〕 〔一般保証〕</p> <p>当面必要となる様々な事業資金の調達</p>	<p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少 <p>【資金使途・融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金10年以内（据置期間5年以内） ・設備資金15年以内（据置期間5年以内） <p>【融資利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間に応じて、1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合、1.5%～2.2%以内） 	<p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3メニューとも、2億8千万円（無担保8千万円） <p>※下段「感染症対応融資（全国制度）」との合算による</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 【略称: 感染症借換】 〔セーフティネット保証〕 〔一般保証〕</p> <p>既存の保証付債務の借入期間の延長</p>	<p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少 ・信用保証協会の保証付融資を利用している ・事業計画を策定し、経営改善等に取り組む <p>【資金使途・融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金10年以内（据置期間5年以内） <p>【融資利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間に応じて、1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合、1.5%～2.0%以内） 	<p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資額1億円まで全額補給 <p>※左記3メニューと下段「感染症対応融資（全国制度）」との合算による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資実行後3年間
<p>危機対応融資 【略称: 危機対応】 〔危機関連保証〕</p> <p>売上が激減した場合の事業資金の調達</p>	<p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近1か月の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少が見込まれる ・危機関連保証に係る区市町村の認定を受けている <p>【資金使途・融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転／設備資金10年以内（据置期間2年以内） <p>【融資利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間に応じて、1.5%～2.0%以内 	<p>【信用保証料補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3メニューとも、全額補助

○国の特例保証を利用する場合は、原則、上記に優先して次の融資メニューを利用

<p>感染症対応融資（全国制度） 【略称: 感染症全国】 〔セーフティネット保証〕 〔危機関連保証〕</p> <p>全国一律で実施する利子補給対応制度</p>	<p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証（4号・5号※）又は危機関連保証に係る区市町村の認定を受けている ※5号は、売上が15%以上減少の場合に限る <p>【資金使途・融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転／設備資金10年以内（据置期間5年以内） <p>【融資利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間に応じて、1.8%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合、1.6%～2.0%以内） 	<p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無担保4千万円 <p>【利子補給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額補給 ・融資実行後3年間 <p>【信用保証料補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額補助
--	---	--

○迅速に資金調達を行いたい事業者向け融資

<p>クイックつなぎ（小口） 【略称: 小口つなぎ】 〔小口零細企業保証制度〕</p> <p>小規模事業者の小口資金の迅速な調達</p>	<p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保険法に定める小規模企業者（法第2条第3項1～6号） ・都・区市町村制度融資を利用中で、1年以上約定どおり返済している者 <p>【信用保証料：1/2 補助】</p>	<p>【資金使途・融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金2年以内 <p>【融資利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.9%または短プラ+0.7%以内 <p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・300万円
<p>クイックつなぎ（事業一般） 【略称: 事業つなぎ】</p> <p>小口資金の迅速な調達</p>	<p>【利用対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都・区市町村制度融資を利用中で、1年以上約定どおり返済している者 	<p>【資金使途・融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金2年以内 <p>【融資利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関所定 <p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500万円